

禪宗清規における「互用」とその背景

——「交割」との関わりにおいて——

金子奈央

一 中国撰述の諸清規における「交割」の用例

(一) 「交割」について

中国撰述の禪宗清規に記載される、横領や収奪に関わる用語である「交割⁽¹⁾」の記述や、関連する「互用⁽²⁾」の記述から、寺院財産の動きや財産に関わる意識を確認した上で、その教理的背景を探る。これは宗教共同体の維持と継続の要因の一端を考察するため、周期的儀礼に確認できる経済的側面に着目してのことである。⁽³⁾筆者は、近年は禪宗清規における記述等を中心に、禪叢林・寺院における葬送とその経済的側面(葬送において行われる競売儀礼・唱衣法)に着目してきたが、葬送儀礼の一つである唱衣法の研究を進めるうち、僧侶・住持の死亡による叢林内での経済的動き(叢林や僧侶に収入がもたらされる)が確認できた。一方、叢林・寺院内における財の移動という観点から清規を眺めると、唱衣法のほかにも、僧侶による財産の横領や収奪に関する記述が散見される。

『禪苑清規』・『勅修百丈清規』には、叢林の公用物紛失に關わる記述が確認できる。惡意のない紛失なのか、私物化・横領にあたるのかは文面から確認は取れないが、ともあれあるべき公用物の有無について確認する機会が、職位の交代の際に行われる「交割」である。「交割」とは、職位の交代の際などに公用物と自分の私物とを区別することを指す。⁽⁴⁾

(二) 『禪苑』・『勅規』における「交割」の記述

ここでは、①住持の入院・退院時、②役職交代時に分類して、『禪苑』・『勅規』における用例を確認してゆく。

①住持の入院・退院時

【禪苑】

(イ) 第七卷「尊宿受疏」

如見住持人受請、切不可將院中受用之物衷私隨行。如有錢穀交加。

須是交割分明。〔『禪苑』二五四、一七〕

寺院の住持就任の要請を受けた尊宿が、もし他寺の現職の住持であった場合、寺院の公用物を私用物として持ち出すことが禁止されると読める。

(ロ) 第七卷「退院」

如是年老。或有疾病。或因事故。不得願繼住持。預先打疊方丈衣鉢

及準備包袱。如常住錢物僧供之類、須與知事結絕文曆分明。及堂頭

公用、合行交割。亦具文曆拘管。用院印印押、通知事知之。別請

一人看守方丈、并主管物色。在侍者寮安下。〔『禪苑』二六四、

一一四〕

公用物や公用の金銭については、知事とともに帳簿の確認を行ひきつちりと区分し、住持としての公用物についても規定に則つて明確に区分の上、帳簿に記載して管理が行われていたことが伺える。

【勅規】

(ハ) 「住持章第五」内、「入院」の「交割砧基什物」

交割砧基什物。入院後須會兩序勤舊茶。詳細詢問山門事務砧基契書什物。逐一點對交割。計算財穀。簿書分明關防作幣。務在詳審。

〔大正四八、一二二七a〕

新住持候補が就任する際には、寺院の公用物や重要書類・

禪宗清規における「互用」とその背景（金子）

事務手続きや、収支などの確認を行い、運営上の弊害を避けることが求められると記される。

(二) 「勅規」「住持章第五」内「退院」

住持如年老有疾。或心力疲倦。或緣不順自宜知退。常住錢物。須要

簿書分明。方丈什物點對交割。單目一樣兩本。住持兩序勤舊僉押。

用寺記印。住持庫司各收一本爲照。公請一人看守方丈。〔大正四八、

一二二七a〕

住持が退院する際にも、公用物の突き合わせ確認に伴い、照合のために帳簿が二冊作成されていることが確認できる。

②役職交代時

【『禪苑』】

(ホ) 第二卷「請知事」

：住持・知事・頭首、同其新舊知事交割錢帛所記文簿等。〔『禪

苑』九九、九】

新任の知事を迎えるに当たつても、住持をはじめとする役職者と新旧知事が、ともに金銭帳簿を確認している。

【勅規】

(ヘ) 卷第四「両序章第六」内の「寮舍交割什物」〔大正四八、

一一三五a〕

引用は控えるがここには役職者の交代に際して、役職者が寮舍を宿舍のように捉えて、交代の際に寮舍を空っぽにしてしまい（私物と公用物の区別を考えず、全てを持ち去つてしまふと

いうことか）、探しても見つからないという弊害の指摘から、公用物の総帳簿と各寮の帳簿とを作成して、突き合わせて確認すべき事が記されている。役職交代の数日前に公用物が帳簿通りに存在するか確認し、壊れた物は寺院が補修し、無くなつた物は寮の責任で補填すると読める。

(三) まとめ

住持・役職の交代と引継という文脈での「交割」の用例を確認してきた。ここからは、叢林・寺院において、公用物の紛失や、公用物と私用品との混同が起これりがちであつたこと、清規における記述からは、寺院財産を縮小させないという理念が伺われる。

二 中 中国 撲述 の 諸 清規 における 「互用」 の 用 例

清規には、金銭や物品の横領のほか、経済面での諫めや禁止事項に関する語彙として「別用」・「互用」という語の存在が確認できる。これは、支出における私用と公用の混同や、特定の目的のための費用を異なつた目的の費用として支出する際に使用されているようだ。

(一) 「互用」について

「互用」は「互用罪」、三宝物（仏物・法物・僧物）について

②布施の目的に沿つた使用的規定

(七) 『禪苑』第三卷・維那

互いに濫用する過罪を指す語である。三宝物それぞれの中にも区分があり、その区分について互いに濫用することも禁じられている。⁽⁶⁾ 僧物については、僧伽の帯びる「現前僧伽」（現実に存在する僧伽）と「四方僧伽」（時空を超えた普遍的存在として理念上設定される永遠の僧伽）という二重性の間でも「互用罪」が発生するといふ。

(二) 『禪苑』・『勅規』等における「互用」の記述

①公用物と私物との区別

(ト) 『禪苑清規』・第七卷「退院」

：如方丈衣鉢鉢多、未退已前佔営齋僧。及支撥錢物入常住、防有侵損互用之過。退院行李唯隨身依物道具而已。如行李太多、即動人譏笑、或別生謗議。：〔『禪苑』二六四〕

退院にあたつて、住持の財産・私有品が多いようではれば、競売を行つてその収入から齋食を僧に施す、あるいは金銭や物品を叢林の公用物として委ねよとある。その理由は、叢林の損害や「互用」の罪過を防ぐためであり、住持本人にとっても、退院時の荷物が多くすぎることは嘲笑や謗りを招くと読み取れる。

聖僧錢只宜買置香燈供具。不得別處使用。如開筒取錢入堂司收掌、

即同聖僧侍者、上簿支破。〔『禪苑』、一二二〕

(リ) 『勅規』「兩序章第六」・「知殿」

施主香錢不得互用。〔大正四八、一一三一 c〕

この二つの用例からは、聖僧に供えられた賽錢については聖僧のために用いるべきこと、施主からの香錢を他の用途に使用してはならないと記される。

③目的外使用の罪による惡報

(ヌ) 『勅規』「住持章第五」「施請陞座齋僧」

或有寄錢齋僧、住持責付知事。須當盡數營辦供單。慎勿互用。當思因果歷然。

人天寶鑑云。湖南雲蓋山智禪師夜坐丈室。忽聞焦灼氣枷鎖聲。即而視之。迺有荷火枷者。火猶起滅不停。枷尾倚於門蓄。智驚問曰。『汝爲誰苦至斯極耶。』荷枷者對曰。『前住當山守沚也。不合互將檀越供僧物造僧堂。故受此苦。』智曰。『作何方便可免。』沚曰。『望爲佑直僧堂填設僧供。可免爾。』智以己貲如其言爲償之。一夕夢沚謝曰。『賴師力獲免地獄苦。生人天中。三生後復得爲僧。』今門蓄燒痕猶存。然沚公以供僧物作僧堂。皆僧受用。尚受互用之報。若此今叢林撥無因果。非唯互用。甚至竊常住爲已有者。宜何如哉。〔大正四八、一二二三 a 一二三三 b〕

②と同様に目的外使用の用例ではあるが、ここでは目的外

禪宗清規における「互用」とその背景（金子）

使用に対する苛烈な諫めについて記す。雲蓋寺の前住が斎僧錢を僧堂の建立のために使用した報いとして、死後首に鉄の枷をつけられ、猛火に身を焼かれる苦しみを味わうという内容である。現住である智禪師に対して、苛烈な報いから逃れるため、自身のために僧堂建立の費用を見積もつて、その金額で僧衆に対する供養としてほしいと依頼している。智禪師は自らの財産を用いてその願いを実行し、報いを受けていた前住は後に僧侶として生まれ変わったという内容である。

(三)まとめ

上記で引用した「互用」の用例では、(チ)と(リ)が、布施の対象や目的と異なる使用を諫めた内容である。用例(ト)では、「侵損互用」の防止のため、退院する住持に対して嘲笑や誇りを招くような行動を避けるようにという諫めであろう。また、(ヌ)も(チ)・(リ)と同様に布施の対象や目的と異なる使用を諫めた内容であるが、その報いとして苛烈な罰が与えられる点を確認しておきたい。また、(ト)では「侵損互用」、(リ)では、「甚至竊常住」と記されるように、寺院財産の私物化と「互用」とが一体のものとして捉えられている点も指摘しておきたい。

三 僧伽における財産と「交割」・「互用」の背景

上記のような禪宗清規における「交割」・「互用」は寺院財産の維持に関わると考えられるが、ここではその教理的背景について『四分律刪繁補闕行事鈔』の記述から確認する。

(二)『四分律刪繁補闕行事鈔』における「交割」・「互用」に関する記述

①『四分律刪繁補闕行事鈔⁽⁸⁾』における「盜戒」

『四分律刪繁補闕行事鈔』卷中之一「隨戒釋相篇第十四」では、戒相を説く記述のうち、「盜戒」について、「有主物（所有者のいる物）」については、「盜三寶物。一盜人物。三盜非畜物。」と三分類し、さらに「盜三寶物」については「一盜用。二互用。三出貸。四將三寶物瞻待道俗法。」と四分類している〔大正四〇、五五b〕。

ここから、「交割」・「互用」についても、それぞれこの「盜用」・「互用」に対応すると思われる。

②「盜僧物」と僧物の分類

『行事鈔』では、「三寶物」の盜用のうち「盜僧物」については、地獄に落ちる「重罪」〔大正四〇、五五c〕と規定し、律典類からの引用を交えながら、僧物を四種—「常住常住物」〔寺

院の道具・田園等〕・「十方常住物」（僧の食する粥・飯等）・「現前現前物」（施主が僧に与える施物）・「十方現前物」〔亡き五衆の分割可能な物品や、施主から受けた臨時の取得等〕に分類している。

③「互用」とその分類

「盜三寶物」の第二分類である「二互用」については、「三明互用。又分四。一三寶互。二當分互。三像共寶互。四一一物互。」〔大正四〇、五六 a—五六 b〕と四つに分類する。この四分類のうち、前記した用例に関わりが深いと考えられるのが、「一、三寶物互用」「二、當分互用」である。

ここから、前記した禪宗清規における「交割」・「互用」の用例については、仏教における法規である律を背景としていると考えられる。「交割」は「盜用」という罪過から寺院財産を保護する防止策の一つであろう。また、「互用」の用例については、(ト)が寺院の公用物の「盜用」または「互用」罪を防止するための勸告、(チ)・(リ)・(ヌ)⁽¹⁰⁾については「當分互用」の諫めにあたると考えられる。さらに、(ト)や(ヌ)にはこの「交割」と「互用」とを一対で記していることから、役職交代時に行われる寺院の公用物の確認である「交割」や「互用」に関わる諫めは、その背景に律という規範を持つとともに、寺院財産の横領・収奪といった問題を抱えたといわれる唐代以降の中国仏教の状況をも背景として、

禅宗清規における寺院財産の維持と守護という理念が存在していたことをうかがわせる。

おける戒律解釈についてもより広く考察する必要があるが、これは今後の課題としたい。

1

職位の交代の際に公用物と自分の私物とを区別することを指す。

2 仏法僧の三宝に属する物、すなわち三宝物（仏物・法物・僧物）について互いに濫用する過罪を指す（後述）。

3 「交割」の用例を確認する過程で、「互用」が寺院財産に関わる意味を持つことから、「交割」を「互用」と同じ範疇として捉えることが可能かと考え発表題目とした。後に触れるように戒律面からはこれら二つは別々に扱つた方が良いと思われるが、題目はこのままとする。

4 金子「二〇一二」「二〇一三」を参照のこと。

5 詳しくは『禪林象器箋』「第十三類・執務門」（四七六頁）を参照のこと。

6 望月信亨『望月佛教大辭典 第二卷』（世界聖典刊行協会、一九五四）「互用罪」・「三寶物」（二三八五頁、一六五八頁）。

7 宮林昭彦・加藤栄司訳『現代語訳 南海寄帰内法伝』（法藏館、二〇〇七）、三七五頁。

8 「四分律刪繁補闕行事鈔」については、戸次「二〇一四」を参照した。以下、『行事鈔』と略す。

9 大正四〇、五五c—五六a。頁数の都合上引用は省略した。

10 但し（ル）については、唐代に成立した『秋門自鏡錄』に記載されるような、僧尼の犯した罪による悪報と贖罪説話と類似する内容である。『秋門自鏡錄』「懼損僧物錄十」は寺院の共有財産である常住物・僧物の横領や私用の罪を犯した僧尼の説話から構成されるため、現実の佛教教団に対する警告・反省材料としての意味合いも指摘されている（西山「九九五」）。ここから、隋唐代以降の寺院経済の問題と中国佛教に

（参考文献）
〔参考文献〕
金子奈央「『勅修百丈清規』における唱衣法の意義——遺品の動きを中心にして」『東アジア仏教研究』第九号、二〇一
金子奈央「中国撰述の諸清規における唱衣法」『東方』第二十八号、二〇一三
戸次顯彰「『四分律行事鈔』の文献学的性格について」『印度学仏教学研究』第六三卷第一号、二〇一四
西山進「説話よりみた唐代仏教——『秋門自鏡錄』を中心として」『仏教史学研究』第三八卷一号、一九九五
宮林昭彦・加藤栄司訳『現代語訳 南海寄帰内法伝』法藏館、二〇〇七

（本研究はJSPS科研究費JP 18K1211、若手研究「宗教共同体における周期的儀礼と経済の研究——禪清規に記される役職交代と交割を中心にして」の助成を受けたものである。）

（キーワード） 禪宗清規、仏教と経済、仏教儀礼、宗教法

（公益財團法人中村元東方研究所・専任研究員、博士（文学））